

令和 4 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	専決処分の承認について (令和3年度阿久根市一般会計補正予算(第13号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	令和3年度阿久根市一般会計補正予算(第14号)	別 冊
2	令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	別 冊
3	令和3年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算 (第1号)	
4	令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	
5	令和3年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)	
6	令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算(第1号)	
7	阿久根市職員のサービスの宣誓に関する条例及び公平委員 会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	1
8	阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	4
9	阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制 定について	6
10	阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい て	8
11	阿久根市消防団員の定員, 任免, 給与, サービス等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	10

1 2	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
1 3	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
1 4	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2 0
1 5	令和 4 年度阿久根市一般会計予算	別 冊
1 6	令和 4 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
1 7	令和 4 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
1 8	令和 4 年度阿久根市介護保険特別会計予算	
1 9	令和 4 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
2 0	令和 4 年度阿久根市水道事業会計予算	

議案第 7 号

阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例及び公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例及び公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

職員及び公平委員会の委員の服務の宣誓について、国の取扱いに準じ宣誓書の提出によることとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例及び公平委員会委員の
服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年阿久根市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「教育委員会）に」に，「宣誓書に署名」を「宣誓書を提出」に改め，同条第2項中「宣誓を行う」を「宣誓書を提出する」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和41年阿久根市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の2第12項」の次に「において準用する同法第31条」を加え，「委員」を「公平委員会の委員（以下「委員」という。）」に改める。

第2条中「市長の面前において」を「市長に」に，「宣誓書に署名」を「宣誓書を提出」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的に、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業
を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正しようと
するものである。

(別紙)

阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成４年阿久根市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア(ア)を削り，同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め，同号ア(イ)を同号ア(ア)とし，同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第１９条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め，同号ア及びイを削る。

第２３条を第２５条とし，第２２条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２３条 任命権者は，職員が当該任命権者に対し，当該職員又はその配偶者が妊娠し，又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは，当該職員に対して，育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに，育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は，職員が前項の規定による申出をしたことを理由として，当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２４条 任命権者は，育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

議案第 9 号

阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）が廃止され，個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に統一されたことに伴い，引用している法律名を改めるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例

阿久根市個人情報保護条例（平成１５年阿久根市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第９項」に改める。

第４３条第１項第１号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 10 号

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

個人番号カードを用いた電子申請により印鑑登録証明書を交付するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例

阿久根市印鑑条例（昭和 5 4 年阿久根市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし，第 1 6 条第 3 項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける場合は，この限りでない。

第 1 0 条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず，登録者は，多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で，利用者自ら必要な操作を行うことにより，印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において，個人番号カード（第 9 条に規定する個人番号カードであって，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を利用し，必要な事項を入力することにより，印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。

第 1 7 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め，同条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 号

阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消防団に機能別団員制度を創設するとともに，出動報酬を設けるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の
一部を改正する条例

阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和
48年阿久根市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定員等）

第2条 団員は基本団員及び機能別団員とし，その定数は次のとおり
とする。

(1) 基本団員 224人

(2) 機能別団員 40人

2 基本団員は機能別団員以外の団員とし，機能別団員は市長が定め
る特定の消防事務に従事する団員とする。

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和
31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号
の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の
額を算定するために用いる条例定員は，第1項各号の定数の合計数
とする。

4 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済
契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は，第1項第
1号に定める定数とする。

第9条中「団員が」を「団員（機能別団員を除く。以下この条にお
いて同じ。）が」に改める。

第12条第4項中「その退職した月」を「当該退職した日の属する
月の翌月」に改め，同項を同条第6項とし，同項の前に次の1項を加
える。

5 団員が次の各号に掲げる職務に従事した場合は，当該各号に定め
る額以内の額の出動報酬を支給する。

(1) 災害 1日につき8,000円

(2) 警戒 1日につき4,700円

(3) 訓練 1日につき4,700円

第12条第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、「年額」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項前段中「団員には」を「団員の年額報酬は」に、「報酬を支給する」を「額とする」に改め、同項後段中「階級の報酬」を「階級の年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別団員については、年額報酬は支給しない。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「その退職した月」を「当該退職した日の属する月」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う職務に係る報酬について適用し、同日前に行った職務に関する報酬については、なお従前の例による。

(阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

- 3 阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年阿久根市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間は勤務年数に算入しない。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

（昭和４８年阿久根市条例第１４号）第２条第１項第２号の
機能別団員として勤務したとき。

議案第 1 2 号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 0 7 号）の一部が改正されたことに伴い，損害補償を受ける権利に係る担保の提供の特例を廃止するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 1 3 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国民健康保険の財政運営の責任主体である鹿児島県から標準保険料率等が示されたことから税率を改めるとともに，地方税法（昭和 2 5 年法律第 6 6 号）の一部改正により未就学の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額を軽減するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和４５年阿久根市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し及び第５条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第６条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第１号中「第２６条」を「第２６条第１項」に改める。

第７条中「１００分の２．８」を「１００分の３．１」に改める。

第９条中「５，９００円」を「６，１００円」に改める。

第１１条中「１００分の１．７」を「１００分の２．０」に改める。

第１３条中「９，３００円」を「９，４００円」に改める。

第１８条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第２６条第１号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「基礎課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額」に改め、同号ウ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に、
「４，１３０円」を「４，２７０円」に改め、同号エ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に改め、同号オ中「６，５１０円」を「６，５８０円」に改め、同条第２号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に、
「特定同一世帯所属者 １人につき」を「特定同一世帯所属者１人につき」に改め、同号ア及びイ中「基礎課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額」に改め、同号ウ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に、
「２，９５０円」を「３，０５０円」に改め、同号エ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に改め、同号オ中「４，６５０円」を「４，７００円」に改め、同条第３号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「基礎課税額」を

「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額」に改め、同号ウ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に、「1,180円」を「1,220円」に改め、同号エ中「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に改め、同号オ中「1,860円」を「1,880円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 25,500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 22,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 18,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 5,185円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 4,575円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,660円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,050円

第27条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を

「前条第1項第1号」に，「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め，「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第26条」を「第26条第1項」に，「同条中」を「同項中」に，「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項，第4項及び第6項から第13項までの規定中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第6条第1号，第7条，第9条，第11条，第13条，第18条第1項，第26条の改正規定（「基礎課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額」に，「後期高齢者支援金等課税額」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」に改める部分を除く。）及び第27条の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に，「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は，令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は，令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和3年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第 14 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成１０年阿久根市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表４の項戸数の欄中「８」を「４」に改め、同表中５の項を削り、６の項を５の項とし、７の項から１１の項までを１項ずつ繰り上げ、１２の項を削り、１３の項を１１の項とし、１４の項から２７の項までを２項ずつ繰り上げ、２８の項を削り、２９の項を２６の項とし、３０の項から５５の項までを３項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。